

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<p><b>審査要領に関する事項</b></p> <p>審査については、秋田県消防操法大会審査要領に基づく各審査表により実施するものであるが、「全国消防操法大会統一事項」及び「秋田県消防操法大会統一事項」で統一されている以外の事項については審査の対象とならない。(H27)</p> <p><b>ポンプ車・小型ポンプに関する事項(共通事項)</b></p> <p>1 吸管控綱の直径は、10ミリメートルを原則とするが、9～11ミリメートルのものでもよい。(H6)</p> <p>2 吸管控綱を吸管藤かご付近に取り付ける際、輪ゴムの数は2本でも可とする。(H22) 結束バンドによる固定も可とする。(R6)</p> <p>3 ホースについて、秋田県消防操法大会要領6使用消防機械器具(3)に記載のホース（使用圧力1.3MPa(13Kg/cm<sup>2</sup>)以上、内径65ミリメートル、長さ20メートル(金具部分を除く布部分の長さ)以上の消防用ホース)であれば使用できる。(H28 全国回答)</p> <p>4 ポンプのボタン式自動揚水装置を使用した場合であっても、揚水中は機械トラブル等の危険回避のため、スロットルに手を添えなければならない。また、エンジンを始動するだけで自動的に揚水する機能を持つ等、揚水操作を不要とするポンプについては当該機能を使用しないこと。操法実施要領にあるとおり、送水準備の際は何らかの揚水操作を行うものとする。(H24 <b>H30 一部変更</b>)</p> <p>5 小型ポンプでとび口を配置する際のとび先の向きは待機位置等図のとおり(左向き)とする。また、小型ポンプ2番員及びポンプ車3番員が火点側でとび口を置く際も同様(左向き)とする。(H26 H28 一部変更)</p>	<p><b>審査要領に関する事項</b></p> <p>審査については、秋田県消防操法大会審査要領に基づく各審査表により実施するものであるが、「全国消防操法大会統一事項」及び「秋田県消防操法大会統一事項」で統一されている以外の事項については審査の対象とならない。(H27)</p> <p><b>ポンプ車・小型ポンプに関する事項(共通事項)</b></p> <p>1 吸管控綱の直径は、10ミリメートルを原則とするが、9～11ミリメートルのものでもよい。(H6)</p> <p>2 吸管控綱を吸管藤かご付近に取り付ける際、輪ゴムの数は2本でも可とする。(H22) 結束バンドによる固定も可とする。(R6)</p> <p>3 ホースについて、秋田県消防操法大会要領6使用消防機械器具(3)に記載のホース（使用圧力1.3MPa(13Kg/cm<sup>2</sup>)以上、内径65ミリメートル、長さ20メートル(金具部分を除く布部分の長さ)以上の消防用ホース)であれば使用できる。(H28 全国回答)</p> <p>4 ポンプのボタン式自動揚水装置を使用した場合であっても、揚水中は機械トラブル等の危険回避のため、スロットルに手を添えなければならない。また、エンジンを始動するだけで自動的に揚水する機能を持つ等、揚水操作を不要とするポンプについては当該機能を使用しないこと。操法実施要領にあるとおり、送水準備の際は何らかの揚水操作を行うものとする。(H24 _____)</p> <p>5 小型ポンプでとび口を配置する際のとび先の向きは待機位置等図のとおり(左向き)とする。また、小型ポンプ2番員及びポンプ車3番員が火点側でとび口を置く際も同様(左向き)とする。(H26 H28 一部変更)</p>

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
6 折りひざの姿勢とは、両足・片ひざの3点が設置している姿勢をいい、臀部の位置は取り決めしない。(H30)	6 折りひざの姿勢とは、両足・片ひざの3点が設置している姿勢をいい、臀部の位置は取り決めしない。(H30)
7 ホース展張する際のおす金具を持つ手は、順手・逆手どちらでもよい。(H26)	7 ホース展張する際のおす金具を持つ手は、順手・逆手どちらでもよい。(H26)
8 展張時において、ホースが全部伸びきった後、その反動で戻つてもよい。(H20 <u>H30 一部変更</u> )	8 展張時において、ホースが全部伸びきった後、その反動で戻った場合は減点しない。(H20 _____)
9 ホース金具結合時におす金具を押さえる足はどの部分で踏んでもよいが、 <u>腫を浮かせないこと</u> 。(H26 <u>H30 一部変更</u> )	9 ホース金具結合時におす金具を押さえる足はどの部分で踏んでもよいが、 <u>腫が浮いた場合には減点する</u> 。(H26 _____)
<u>(R7 削除)</u>	<u>10 ホース延長時、よじれ(渦巻き、リトル状、延長しきれず立っている状態、リトルで立っている状態等)は「放水始め」の伝達前に修正すること。ただし、ホースのスクリュウ状のひねり(延長ホースの180度回転状態及び展長ホースの90度回転状態)についてはよいものとする。(H25)</u>
<u>10</u> 吸管を防火水槽へ投入する場合の右手は、順手・逆手どちらでもよい。(H7 <u>H29 一部変更</u> )	<u>11</u> 吸管を防火水槽へ投入する場合の右手は、順手・逆手どちらでもよい。(H7)
<u>11</u> 吸管控綱を搬送する際、控綱を握っている右手(物を持つ手)は腰に付け、振らないように指導する。(H26)	<u>12</u> 吸管控綱を搬送する際、控綱を握っている右手(物を持つ手)は腰に付け、振らないように指導する。(H26)
<u>12</u> 吸管控え綱結着後、枕木を取り出す操作は両手で行うものとする。(H6)	<u>13</u> 吸管控え綱結着後、枕木を取り出す操作は両手で行うものとする。(H6)
<u>13</u> 枕木取付要領については、吸管の内側・外側どちらからでもよい。(H19)	<u>14</u> 枕木取付要領については、吸管の内側・外側どちらからでもよい。(H19)
<u>14</u> 機関操作員は、第1線の送水をし、火点に向かって姿勢を正した後も、計器に配意しながら送水を続けるものとする。(H27)	<u>15</u> 機関操作員は、第1線の送水をし、火点に向かって姿勢を正した後も、計器に配意しながら送水を続けるものとする。(H27)
<u>15</u> 補助員が吸管投入の補助後に吸管をずらすことは認めない。(H21)	<u>16</u> 補助員が吸管投入の補助後に吸管をずらすことは認めない。(H21)

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<u>16</u> 注水後のホース修正は「伝達終わり」前に実施する。修正は内側・外側どちらからでもよい。(H14)	<u>17</u> 注水後のホース修正は「伝達終わり」前に実施する。修正は内側・外側どちらからでもよい。(H14)
<u>17</u> 筒先を結合するときの左手はプレイパイプ中央部からずれてもよいものとする。(H26 H28 R3 一部変更)	<u>18</u> 筒先を結合するときの左手はプレイパイプ中央部からずれてもよいものとする。(H26 H28 R3 一部変更)
<u>18</u> 注水位置でおおむね5メートルの余裕ホースをとるとき、左上腕と腹部で抱え込んで、筒先は身体から離さないものとする。(H6)	<u>19</u> 注水位置でおおむね5メートルの余裕ホースをとるとき、左上腕と腹部で抱え込んで、筒先は身体から離さないものとする。(H6)
<u>19</u> 余裕ホースをとる場合、ホースを掴んでも、払う手でもどちらでもよい。(H30)	<u>20</u> 余裕ホースをとる場合、ホースを掴んでも、払う手でもどちらでもよい。(H30)
<u>20</u> ノズル操作時、右腕で管そうを抱え込む姿勢は肘から腋の間で保持していればよい。右手のプレイパイプ中央保持についてはこだわらない。(H16)	<u>21</u> ノズル操作時、右腕で管そうを抱え込む姿勢は肘から腋の間で保持していればよい。右手のプレイパイプ中央保持についてはこだわらない。(H16)
<u>21</u> とび口を構える際、とび口柄の後部(後端からおおむね10センチメートルを残した位置)を視認により確認しながら構えてもよい。なお、確認は構える前、構えた後どちらでもよい。ただし、前傾姿勢を取った後に確認や修正は認めない。(H27 H30 一部変更)	<u>22</u> とび口を構える際、とび口柄の後部(後端からおおむね10センチメートルを残した位置)を視認により確認しながら構えてもよい。なお、確認は構える前、構えた後どちらでもよい。ただし、前傾姿勢を取った後に確認や修正は認めない。(H27 H30 一部変更)
<u>22</u> 標的が倒れたならばすみやかにスロットルから手を離すこと。また、標的を倒してからの放水は、有効放水が保てる圧力とする。(H27)	<u>23</u> 標的が倒れたならばすみやかにスロットルから手を離すこと。また、標的を倒してからの放水は、有効放水が保てる圧力とする。(H27)
<u>23</u> 放口を両手で閉めても、片手で閉めてもどちらでもよい。(H20)	<u>24</u> 放口を両手で閉めても、片手で閉めてもどちらでもよい。(H20)
<u>24</u> 排水完了後の筒先の立て方について、左手をプレイパイプに添える場合は、「右手 でノズルを握り「よし」と合図して・・・」の「よし」の後であればよい。左手の位置については、プレイパイプ上であればどこでもよい。(H15)	<u>25</u> 排水完了後の筒先の立て方について、左手をプレイパイプに添える場合は、「右手 でノズルを握り「よし」と合図して・・・」の「よし」の後であればよい。左手の位置については、プレイパイプ上であればどこでもよい。(H15)
<u>25</u> 「納め」の号令で筒先を持つ番員は、筒先を前に出しても、出さなくてもどちらでもよい。(H20)	<u>26</u> 「納め」の号令で筒先を持つ番員は、筒先を前に出しても、出さなくてもどちらでもよい。(H20)

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<p><u>26</u> 筒先を離脱後、背負う際の体の向き(左を向く、火点側を向く等)は問わない。(H28)</p> <p><u>27</u> 指揮者の収納経路及びポンプ車3番員の伝達経路は、第2結合部より火点側をまたぐこと。またぐ場所は第2結合部より火点側おおむねひとひろ以内とし、結合部上は認めない。(H30)</p> <p><u>28</u> 機関操作員がホース離脱後、後方確認する際の顔の向きはどちらでもよい。(H20)</p> <p><u>29</u> 機関操作員が放口からホースを離脱し伸長させる要領は、後方を確認後ホースを見ながら伸長させるものとする。(H21)</p> <p style="text-align: center;"><b>ポンプ車に関する事項</b></p> <p>1 枕木を置く位置は、ポンプ車後部の取りやすい場所とし、ステップも認める。(実施要領ポンプ車外観図のとおり)(H27 H28 一部変更)</p> <p>2 ホースの配置は、実施要領2機材のセッティングにある他、ホースを地面に置かないこと。(H25 H28 一部変更)</p> <p>3 乗車する要領は、安全な方法(3点支持)であれば取手を握る動作とステップに足を掛ける動作等の順番は問わない。(H23 R4一部変更)</p> <p>4 乗車・下車時に掴むものは動かないものであること。ドア、ハンドルは認めない。掴むものがない場合は、シート、ダッシュボードに手をかけてもよい。(H8)</p> <p>5 乗車後、操作員は走行に対応できる姿勢(バーを握ること)を取ること。(H14)</p>	<p><u>27</u> 筒先を離脱後、背負う際の体の向き(左を向く、火点側を向く等)は問わない。(H28)</p> <p><u>28</u> 指揮者の収納経路及びポンプ車3番員の伝達経路は、第2結合部より火点側をまたぐこと。またぐ場所は第2結合部より火点側おおむねひとひろ以内とし、結合部上は認めない。(H30)</p> <p><u>29</u> 機関操作員がホース離脱後、後方確認する際の顔の向きはどちらでもよい。(H20)</p> <p><u>30</u> 機関操作員が放口からホースを離脱し伸長させる要領は、後方を確認後ホースを見ながら伸長させるものとする。(H21)</p> <p style="text-align: center;"><b>ポンプ車に関する事項</b></p> <p>1 枕木を置く位置は、ポンプ車後部の取りやすい場所とし、ステップも認める。(実施要領ポンプ車外観図のとおり)(H27 H28 一部変更)</p> <p>2 ホースの配置は、実施要領2機材のセッティングにある他、ホースを地面に置かないこと。(H25 H28 一部変更)</p> <p>3 乗車する要領は、安全な方法(3点支持)であれば取手を握る動作とステップに足を掛ける動作等の順番は問わない。(H23 R4一部変更)</p> <p>4 乗車・下車時に掴むものは動かないものであること。ドア、ハンドルは認めない。掴むものがない場合は、シート、ダッシュボードに手をかけてもよい。(H8)</p> <p>5 乗車後、操作員は走行に対応できる姿勢(バーを握ること)を取ること。(H14)</p> <p><u>6</u> 「操作始め」の号令により、4番員は各隊員の必要な操作の完了を首を回</p>

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<p><u>(R7 削除)</u> (R6 削除済みだったもの)</p> <p><u>6</u> 1・4番員が車両の後部から筒先を取り出す際、一時的にノズル部分を握り取り外してもよい。ただし、外した後は、操法実施要領に記載の「筒先を背負う要領」とおとりとする。(H25 H28 一部変更)</p> <p><u>7</u> 第1線延長時の2番員、第2線延長時の3番員が第1ホースを放口に結合した後、第2ホースを取りに行く動作は取り決めしない。(バックステップ可)また、実施要領「・・・第2ホースを搬送に便利な位置に置き、・・・」の「搬送に便利な位置」とは、第1ホースを放口に結合した後、第2ホースを左肩にかかづ、おす金具を腰につけ、ホース延長する動作に便利の良い位置であればよい。(H11 H14 H28 一部変更)</p> <p><u>8</u> 2・3番員が車両後部からホースを搬送する際は、開脚でもいたりでもよいが車両から取り出す際、ホースを引きずらないこと。(H26 H28 一部変更)</p> <p><u>9</u> 3・4番員は吸管伸長前、金具をはずした後に吸管に触りながら待っていてもよいが、動作に入ってはならない。(H19)</p> <p><u>10</u> 控綱の余長処理は車体にかけてもよい。(H26)</p> <p><u>(R7 削除)</u></p> <p><u>11</u> 2番員が「第2線延長」と4番員に伝達したあと、ポンプ後方に向かう時は、ホース接地部をまたぐものとする。この場合の2番員の方向変換については特定しないものとする。(H6)</p> <p><u>12</u> 3番員が2番員の反対側1歩後方にいたりとは、左足を前にしたいたりであり、「伝達終わり」を合図した後、方向を変え破壊地点にいたるものとする。</p>	<p><u>して確認すること。(H17 H28 一部変更)</u>(R6 削除済み)</p> <p><u>7</u> 1・4番員が車両の後部から筒先を取り出す際、一時的にノズル部分を握り取り外してもよい。ただし、外した後は、操法実施要領に記載の「筒先を背負う要領」とおとりとする。(H25 H28 一部変更)</p> <p><u>8</u> 第1線延長時の2番員、第2線延長時の3番員が第1ホースを放口に結合した後、第2ホースを取りに行く動作は取り決めしない。(バックステップ可)また、実施要領「・・・第2ホースを搬送に便利な位置に置き、・・・」の「搬送に便利な位置」とは、第1ホースを放口に結合した後、第2ホースを左肩にかかづ、おす金具を腰につけ、ホース延長する動作に便利の良い位置であればよい。(H11 H14 H28 一部変更)</p> <p><u>9</u> 2・3番員が車両後部からホースを搬送する際は、開脚でもいたりでもよいが車両から取り出す際、ホースを引きずらないこと。(H26 H28 一部変更)</p> <p><u>10</u> 3・4番員は吸管伸長前、金具をはずした後に吸管に触りながら待っていてもよいが、動作に入ってはならない。(H19)</p> <p><u>11</u> 控綱の余長処理は車体にかけてもよい。(H26)</p> <p><u>12</u> <u>4番員が揚水操作を行う姿勢は、開脚のいたりでもよい。その場合、一旦足を踏み出したいたりの姿勢になってから足を引きつける等により火点側に向きを変えること。(H23)</u></p> <p><u>13</u> 2番員が「第2線延長」と4番員に伝達したあと、ポンプ後方に向かう時は、ホース接地部をまたぐものとする。この場合の2番員の方向変換については特定しないものとする。(H6)</p> <p><u>14</u> 3番員が2番員の反対側1歩後方にいたりとは、左足を前にしたいたりであり、「伝達終わり」を合図した後、方向を変え破壊地点にいたるものとする。</p>

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<p>(H10)</p> <p><b>13</b> 4番員が収納時、乗車位置にホースがある場合は、ホースを引きずらないで移動させること。(H26)</p> <p><b>14</b> 4番員を除く隊員の収納経路は、第2線第1ホースが放口に結合されている場合は、ホース接地部をまたぐものとする。(H20)</p> <p><b>15</b> 筒先収納時は足の左右・手の動き等の取り決めはしないが、節度を持って行うこと。(H17)</p> <p style="text-align: center;"><b>小型ポンプに関する事項</b></p> <p>1 ベルト式の吸管バンドはベルト通しから三角部分が出ていればよく、「魂」等の一発抜きタイプの吸管バンドは折り返しが3センチメートル以上出ていればよい。なお、差し込み式吸管バンドも市販品であれば使用を認める。(H27 H28 全国回答)</p> <p>2 指揮者が筒先を背負う位置は、筒先の延長線上から左右の足が、完全に水利側に入っている位置とし、肘及び膝等は火点側に出てもよい。(地面においても、空中においても出ていてよい。)(H28 全国回答)なお、「筒先の延長線」とは、筒先の水利側外径の延長線とする。(H16 H28 一部変更)</p> <p>3 第1ホースを展長する際の後方確認について、ホースが浮いた時点で確認してよい。きちんと立ち上がる(上体を起こす)必要はない。後方は一度確認すればよいが、後方を見ながら下がってもよい。ホースの保持については、両手で持った時点で保持とする。腰まで持ち上げる必要はない。(H20 H28 一部変更)</p> <p>4 1番員が搬送する第2ホース上に余裕ホースが乗ってしまった場合、手でよけるような動作<u>(片手、両手は問わない)</u>を行ってもよい。(H26 H30 一部変</p>	<p>(H10)</p> <p><b>15</b> 4番員が収納時、乗車位置にホースがある場合は、ホースを引きずらないで移動させること。(H26)</p> <p><b>16</b> 4番員を除く隊員の収納経路は、第2線第1ホースが放口に結合されている場合は、ホース接地部をまたぐものとする。(H20)</p> <p><b>17</b> 筒先収納時は足の左右・手の動き等の取り決めはしないが、節度を持って行うこと。(H17)</p> <p style="text-align: center;"><b>小型ポンプに関する事項</b></p> <p>1 ベルト式の吸管バンドはベルト通しから三角部分が出ていればよく、「魂」等の一発抜きタイプの吸管バンドは折り返しが3センチメートル以上出ていればよい。なお、差し込み式吸管バンドも市販品であれば使用を認める。(H27 H28 全国回答)</p> <p>2 指揮者が筒先を背負う位置は、筒先の延長線上から左右の足が、完全に水利側に入っている位置とし、肘及び膝等は火点側に出てもよい。(地面においても、空中においても出ていてよい。)(H28 全国回答)なお、「筒先の延長線」とは、筒先の水利側外径の延長線とする。(H16 H28 一部変更)</p> <p>3 第1ホースを展長する際の後方確認について、ホースが浮いた時点で確認してよい。きちんと立ち上がる(上体を起こす)必要はない。後方は一度確認すればよいが、後方を見ながら下がってもよい。ホースの保持については、両手で持った時点で保持とする。腰まで持ち上げる必要はない。(H20 H28 一部変更)</p> <p>4 1番員が搬送する第2ホース上に余裕ホースが乗ってしまった場合、手でよけるような動作_____を行ってもよい。(H26 _____)</p>

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<p>更)</p> <p>5 吸管伸長後に吸管を置くときは、結合時の引きずり防止のため、結合金具を吸口から20センチメートル以内の距離に置くものとする。(おおむね握り拳2つ以内に吸管を置いたときは、引きずりとみなさない。)(H24 H28 一部変更)</p> <p>6 3番員の「吸口覆冠をはずし、身体を起こして」の「身体を起こして」とは、足を伸ばし、上体も起こし、両手を遊ばせないこと。顔も火点側を向くこと。(2番員も同様とする。)(H25)</p> <p>7 吸口覆冠の締めは、最後まで締めるものとする。(H6)</p> <p>8 吸管結合後、ストレーナー方向に向きを変える場合、低い姿勢から起き上がりながら向きを変えてもよい。接している踵を外してからでも、接している状態からでもよいが、2番員、3番員の動作を合わせること。(H16 H28 一部変更)</p> <p>9 2番員の枕木を持つ要領は、腰に付けてからでも、立ち上がりながら腰に付けてもよい。(H26)</p> <p>10 1番員が指揮者の「筒先員交代」の号令で指揮者の左斜め前方にいたる為の発進は、向きを変えても、変えなくてもよい。(H30)</p> <p>11 筒先員交替時、1番員は左手でプレイパイプ上部を確実に握った(背負いバンドを一緒に握っても<u>よい</u>)時点で火点を見ること。また、右手で取手を確実に握る動作は、火点を見ながら(手探り)でも、取手側を見ても(火点から目を離しても)どちらでもよい。握る前に火点の確認は行わない。(H26 H28 <u>H30</u> 一部変更)</p> <p>12 筒先員交替時、指揮者の左手は1番員の体を支えても、下ろした状態でも</p>	<p>5 吸管伸長後に吸管を置くときは、結合時の引きずり防止のため、結合金具を吸口から20センチメートル以内の距離に置くものとする。(おおむね握り拳2つ以内に吸管を置いたときは、引きずりとみなさない。)(H24 H28 一部変更)</p> <p>6 3番員の「吸口覆冠をはずし、身体を起こして」の「身体を起こして」とは、足を伸ばし、上体も起こし、両手を遊ばせないこと。顔も火点側を向くこと。(2番員も同様とする。)(H25)</p> <p>7 吸口覆冠の締めは、最後まで締めるものとする。(H6)</p> <p>8 吸管結合後、ストレーナー方向に向きを変える場合、低い姿勢から起き上がりながら向きを変えてもよい。接している踵を外してからでも、接している状態からでもよいが、2番員、3番員の動作を合わせること。(H16 H28 一部変更)</p> <p>9 2番員の枕木を持つ要領は、腰に付けてからでも、立ち上がりながら腰に付けてもよい。(H26)</p> <p>10 1番員が指揮者の「筒先員交代」の号令で指揮者の左斜め前方にいたる為の発進は、向きを変えても、変えなくてもよい。(H30)</p> <p>11 筒先員交替時、1番員は左手でプレイパイプ上部を確実に握った(背負いバンドを一緒に握っても<u>減点しない</u>)時点で火点を見ること。<u>(火点を見なければ減点)</u>また、右手で取手を確実に握る動作は、火点を見ながら(手探り)でも、取手側を見ても(火点から目を離しても)どちらでもよい。<u>(減点対象外)</u>握る前に火点の確認は行わない。(H26 H28 <u>H30</u> 一部変更)</p> <p>12 筒先員交替時、指揮者の左手は1番員の体を支えても、下ろした状態でも</p>

新旧対照表  
秋田県消防操法大会統一事項

変更（令和7年度）	現行（令和6年度）
<p>よい。(H21 H28 一部変更))</p> <p>13 筒先員交替時、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げた後、右足を1歩後方に引く際の「後方」とは、左足のおおむね1歩後方とする。(H22 H28 一部変更)</p>	<p>よい。(H21 H28 一部変更))</p> <p>13 筒先員交替時、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げた後、右足を1歩後方に引く際の「後方」とは、左足のおおむね1歩後方とする。(H22 H28 一部変更)</p>